

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年12月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300307号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300026号

第1 結論

平成6年3月、平成7年2月、同年4月及び平成9年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年3月15日から同年4月1日まで
② 平成7年2月1日から同年3月1日まで
③ 平成7年4月21日から同年5月10日まで
④ 平成9年8月31日から同年9月16日まで

平成6年3月頃、国民年金の加入手続をA市B区役所で行い、自宅に送られてきた納付書により、各請求期間の保険料を納付したが、平成30年に日本年金機構から送られてきた「ねんきん定期便」を確認したところ各請求期間が未納となっていた。各請求期間について、国民年金の保険料を支払っていないはずはなく、全額納付したので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金記号番号が新規に付番される払出事務が行われ、当該番号が記載された年金手帳が交付され、被保険者資格を取得するものとされている。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳の写しによると、厚生年金保険記号番号は記載されているが、国民年金記号番号については記載されていない上、国民年金の記録(1)には、「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄の先頭に平成10年4月16日と記載されていることが確認できる。

また、請求者に係るA市C区の国民年金被保険者名簿及びA市の回答により、請求者に係る、国民年金被保険者の資格取得日を平成10年4月16日とする事務処理が同年4月27日に行われたと判断することが妥当である。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対して、国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求期間の一部は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について、過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

以上のことから判断すると、請求者の国民年金被保険者の資格取得日は、平成10年4月16日であることから、請求者は請求期間当時に国民年金に加入しておらず、各請求期間は国民年金の未加入期間であるため、納付書は作成されず、国民年金保険料を納付することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。